⑵　機微（センシティブ）情報
⑶　個人情報の取得関係（法第18条関係）
⑷　個人データの管理（法第19条～第22条関係）
1）　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
2）　安全管理措置（法第20条関係）
3）　従業者の監督（法第21条関係）
4）　委託先の監督（法第22条関係）
⑸　第三者への提供（法第23条関係）
⑹　開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）
⑺　個人データ漏えい等の報告等

Ⅲ．ガイドラインの見直し

Ⅰ．目的等

１．本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「施行規則」という。）を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎として、法第６条及び第８条に基づき、経済産業省が所管する分野のうち信用分野（物品又は役務の取引に係る信用供与に関する分野）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び与信事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）が適用される。

２．本ガイドラインにおいて、「しなければならない」と記載されている規定については、これに従わなかった場合、法の規定違反と判断される可能性がある。

一方、「こととする」と記載されている規定については、これに従わなかったことをもって法の規定違反と判断されることはないが、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」とする法の基本理念（法第３条）を踏まえ、信用分野における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

３．本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

４．信用分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、信用分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である。

５．与信事業者は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

Ⅱ．法令解釈指針・事例

１．定義等（法第２条関係）

⑴　「与信事業者」

「与信事業者」とは、個人情報取扱事業者のうち、個人の支払能力に関する情報を用いて割賦販売法（昭和36年法律第159号）第２条第１項に規定する割賦販売、同条第２項に規定するローン提携販売、同条第３項に規定する包括信用購入あっせん、同条第４項に規定する個別信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与を業として行う者をいう。

⑵　「個人信用情報機関」

「個人信用情報機関」とは、個人の支払能力に関する情報の収集及び与信事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。

⑶　「本人の同意」

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、法第16条、第23条及び第24条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。

同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは別々の書面とし、又は同一の書面であっても個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは明確に区別することとする。また、文字の大きさ、文章の表現その他の消費者の理解に影響する事項について、消費者の理解を容易にするための措置を講ずることとする。

同意の取得は、本人の同意の意思が反映される方法により行うこととする。

⑷　⑴から⑶に定めるもののほか、本ガイドラインにおける用語は、他に特段の定めのない限り、個人情報の保護に関する法令の定義に従う。

２．与信事業者の義務等

⑴　個人情報の利用目的関係（法第15条～第16条関係）

①　利用目的の特定（法第15条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

利用目的の特定に当たっては、個人情報の各項目と利用目的の各項目との対応関係を明らかにすることとする。

特に、与信事業者が個人信用情報機関に個人情報を提供し、又は個人信用情報機関から必要な個人情報を取得することについても、利用目的において特定しなければならない。この場合、特定した利用目的について本人の同意を得ることとする。

なお、利用目的を変更する場合で、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行う場合は、改めて本人の同意を得なければならない。

【個人情報と利用目的の対応関係の示し方の例】

申込者は、下表に示す利用目的のため、以下のⅰ）～ⅳ）の情報を当社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。

利用目的	利用情報	連絡先等
与信判断・与信後の管理のため	ⅰ）ⅱ）ⅲ）ⅳ）	東京都千代田区○○ TEL　△△ E-mail　□
○○事業における宣伝物等、営業案内の利用のため	ⅰ）ⅱ）	

ⅰ）氏名、住所、電話番号、・・・
ⅱ）申込日、商品名、・・・
ⅲ）支払開始後の利用残高、・・・
ⅳ）過去の債務の返済状況、・・・